

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年9月18日

提出者

15番 小美濃 安 弘

9番 高 野 恒一郎

2番 蔵 野 恵美子

4番 小 野 正 二

18番 山 本 ひとみ

25番 し ば みのる

武蔵野市議会議長 与 座 武 殿

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙と文法体系を持つ言語である。ろう者にとって手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、長い歴史の中で大切に守られてきた。

しかしながら、日本では昭和初期からろう学校で手話は禁止され、社会でも手話を使うことで差別されてきたという歴史がある。現在ではろう学校でも手話が導入され、手話通訳者養成・派遣・設置事業の法制化などにより社会的に認められてきてはいるが、その活用や認識はまだ十分とは言えない状況にある。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。日本政府は、その障害者権利条約の批准に向けて、国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月 20 日に批准した。

平成 23 年 8 月に障害者基本法の改正が成立し、同法第 3 条第 3 項において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、第 22 条では、国・地方公共団体に対して、意思疎通支援施策を義務づけている。

よって、武蔵野市議会は、国において、日本中の聴覚障害者が手話による情報の提供をくまなく受けられるよう、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に伝え、あらゆる場面で手話による意思疎通支援が行われ、どこでも自由に手話が使え、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境をつくるための法整備を実現することが必要であると考え、「手話言語法（仮称）」を早期に制定することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 日

武蔵野市議会議長 与 座 武

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	